

第7章 地すべり防止区域の所管区分

地すべり防止区域の主務大臣区分は、地すべり等防止法第51条により定められている。

地すべり等防止法抜粋

(主務大臣)

第51条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第2条〔指定土地〕の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二 森林法第25条第1項〔保安林の指定〕の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第41条〔保安施設地区の指定〕の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

三 前2号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項〔土地改良事業の定義〕に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議しなければならない。

所管区分の決定は、上記に基づき、建設部、農政部、林務部の間で県内調整を行うこととなっている。

建設部所管の地すべり防止区域とする必要が生じた場合、または、地方事務所から農政部・林務部所管の地すべり防止区域としたい旨の協議があった場合は、すみやかに砂防課に連絡し、連携をとりつつ調整を図るものとする。